

The background features a light blue world map and a network diagram with circular icons representing people connected by lines.

(別紙) 参考資料

令和8年5月

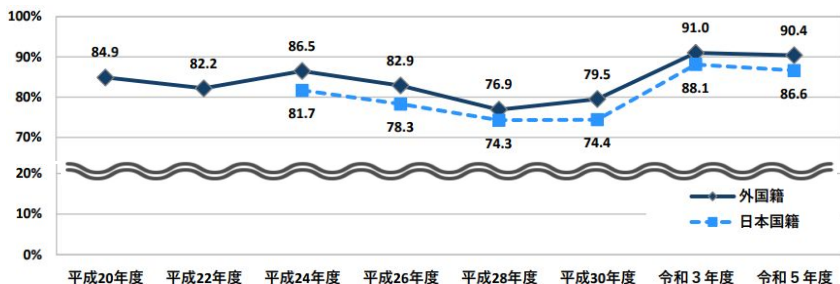
(1) 公立学校における日本語指導基準の明確化 参考資料

別紙1-1

日本語指導が必要な外国人児童生徒数（単位：人）

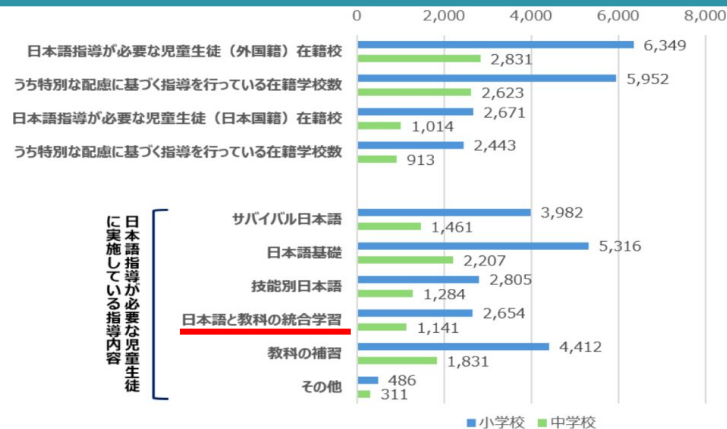


特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合（単位：%）



別紙1-2

JSLカリキュラム（赤下線）を指導に使用している学校数



不就学の状況

国内在住の外国人の子ども過去最多16万3358人、
学校に行っていない可能性が8432人

2025/10/02 18:52

保存して後で読む シェアする

※出典：左「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（文部科学省）
右上「公立学校に増える日本語で学べない子どもたち（2）」（第一ライフ資産運用経済研究所）、右下 読売新聞より

(2) 法定検診項目の多言語翻訳化 参考資料

別紙2-1

外国人向け多言語説明資料 一覧

資料名	
(1) 診療申込書	(28) 歯科 問診票
(2) 選定療養費について	(29) 救急外来 問診票
(3) 院外処方せんの説明	(30) 手術同意書
(4) 診療情報提供書	(31) 麻酔説明・同意書
(5) 画像データ借用書	(32) 輸血説明・同意書
(6) セカンドオピニオン外来 申込書	(33) 造影検査説明・同意書
(7) セカンドオピニオン外来 同意書	(34) 上部消化管内視鏡検査説明・同意書
(8) セカンドオピニオン外来 相談同意書 (代理受診用)	(35) 下部消化管内視鏡検査説明・同意書
(9) 入院申込書兼誓約書	(36) CT検査 質問票
(10) 入院案内書	(37) MRI検査 質問票
(11) 入院中の生活について (オリエンテーション)	(38) PET-CT検査説明・同意書
(12) 医療費請求書	(39) 転倒・転落防止について
(13) 医療費領収書	(40) 褥瘡 (床ずれ) 予防について
(14) 内科 問診票	(41) お薬の説明 (薬剤情報提供)
(15) 呼吸器内科 問診票	(42) 栄養指導
(16) 循環器科 問診票	(43) 医療事故調査制度について
(17) 消化器科 問診票	(44) 個人情報の取り扱いについて
(18) 皮膚科 問診票	(45) 宗教上の理由による輸血拒否に関する方針
(19) 小児科 問診票	(46) 身体拘束説明・同意書
(20) 精神科 問診票	(47) 診断書・証明書
(21) 外科 問診票	(48) 死亡診断書
(22) 整形外科 問診票	(49) 退院指導
(23) 脳神経外科 問診票	(50) 予約票
(24) 産婦人科 問診票	(51) 検査予約票
(25) 眼科 問診票	(52) 医療費免除申請書
(26) 耳鼻咽喉科 問診票	(53) 生活習慣病 療養計画書 (初回用・継続用)
(27) 泌尿器科 問診票	

別紙2-2

健康診断の問診票 (英訳版・一部抜粋)

分類 Category	No.	質問項目 Questions	回答 Answers
既往歴 Medical history	1	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。 Have you ever been told by the doctor you have had a stroke (cerebral hemorrhage, brain infarction, etc.) and received treatment?	①はい Yes ②いいえ No
	2	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。 Have you ever been told by the doctor you have a heart disease (angina pectoris, myocardial infarction, etc.) and received treatment?	①はい Yes ②いいえ No
	3	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。 Have you ever been diagnosed as having chronic kidney disease or kidney failure and received treatment (dialysis therapy)?	①はい Yes ②いいえ No
	4	医師から、貧血といわれたことがありますか。 Have you ever been diagnosed as anemic?	①はい Yes ②いいえ No
(うち服薬歴) (Medication history)	5	現在、aからcの薬を使用していますか* Are you taking the following medicines at present?*	
	6	a. 血圧を下げる薬 a. Medication to reduce blood pressure	①はい Yes ②いいえ No
	7	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射 b. Medication to reduce blood sugar or insulin injection	①はい Yes ②いいえ No
(うち喫煙歴) (Smoking history)	8	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬 c. Medication to reduce your level of cholesterol or of neutral fat	①はい Yes ②いいえ No
		現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 ヶ月間も吸っている者) Are you currently a heavy smoker? ("A heavy smoker" refers to those who have smoked a total of over 100 cigarettes or have smoked over a period of 6 months and have been smoking	①はい Yes ②いいえ No

※出典：左「外国人向け多言語説明資料 一覧 (厚生労働省)」より当協議会作成
右「一般健康診断 問診票 英語」(厚生労働省)

(3) 外免切替における試験の予約枠の増加 参考資料

別紙3-1

外免切替後の受験状況

合格率9割だった「外免切替」、厳格化で4割に...外国人の事故相次ぎ基準引き上げ・繰り返し受験で長期化も

2026/01/17 13:50

保存して後で読む シェアする

以下、記事より抜粋

- (静岡) 県警運転免許課によると、見直し後の昨年10月中に学科試験の合格率は、見直し前の2024年の93.3%から36.5%まで低下、運転試験では24年の17.3%から6.4%に低下した。
- 審査が厳格化された一方で懸念されるのが、**受験期間の長期化**だ。同課によると、個人差があるものの**受験者が外免切替で免許を取得するまで3ヶ月ほどを要する**という。
- **繰り返し受験する外国人**に対応するため、県警は、通常の免許更新に従事する運転免許センターの職員を外免切替担当者として柔軟に運用している。

特定技能「自動車運送業」における優遇措置

日本バス協会の取り組み

○外国人運転者受入推進部会の活動

2023(令和5)年9月、「外国人運転者受入推進部会」(部会長: 東急バス船古川社長)を設立。

・これまでの開催状況(主なテーマ等)

- ①令和5年10月11日(特定技能制度に関する課題整理)
- ②令和5年11月 6日(特定技能に係る試験、大型二種免許取得について)
- ③令和5年12月 5日(特定技能に係る試験、外免切替について)
- ④令和6年 2月19日(制度創設の進捗状況、受入れ体制・ステップについて、特定技能試験問題素案の検討)
- ⑤令和6年 4月15日(特定活動期間における課題について)
- ⑥令和6年 9月 4日(特定技能評価試験、2種免許学科試験の多言語化、部会メンバーの取組状況報告)
- ⑦令和6年11月13日(特定技能先行他団体からの講演、部会メンバーの取組状況報告)
- ⑧令和7年 2月21日(外国人新任運転者研修の効果測定基準について、部会メンバーの取組状況報告)
- ⑨令和7年 4月 7日(日本語レベルをN3からN4とすることについて)
- ⑩令和7年 7月17日(日本語能力要件の緩和に係る検討状況、外国人新任運転者研修の修了証書交付要領)

○外国人バス運転者に関する説明会の開催

2024(令和6)年7月8日に外国人バス運転者に関する説明会をWebにて開催。全国から250名を超えるバス事業者が参加。当日は、国土交通省からの制度概要説明に続き、日本バス協会から制度・手続きに関して説明。また、登録支援機関6団体から外国人材の受入れに係る同機関の役割等について説明。

○外国人バス運転者の受入れに係る要望

円滑な受入れが促進されるよう、主に以下について要望

- ・日本語能力要件について、「N3」から「N4」へ変更すること
- ・日本語能力試験(JLPT)の試験回数増や、JLPT以外の日本語試験も日本語能力判定に活用すること
- ・長期化している運転免許試験場における外免切替手続期間を短縮すること
→自動車運送業の特定活動外国人にかかる優先的な申請受理について措置済み

(4) 在留資格審査におけるガイドラインの適正な運用及び審査の迅速化

参考資料

別紙4-1

入国・在留資格審査容量(第1編 基本的事項)

第1編 基本的事項

第1章 入国・在留審査の心構え

第1節 入国・在留審査の心構え

入国・在留審査の目的は、適法・適正・的確な審査を実施し、我が国の外国人受入れ政策・方針に合致する外国人の円滑な受入れと、我が国の外国人受入れ政策・方針に合致しない外国人の確実な受入れの拒否の双方を達成することにある。

したがって、入国・在留審査に携わる入国審査官等職員は、法令に従って適正な入国・在留審査手続を行うことにより、前記入国・在留審査の目的を実現するという使命感と心構えを、まず、持つ必要がある。

国の行政は、国内のどこで手続・処分が行われても、それが適正かつ公平なものでなければならない。特に許認可権を行使する入国審査官等の場合、その判断が恣意的と疑われることがあってはならず、入国・在留審査に携わる入国審査官等は、まず行政の根本である法律・規則等を熟知し、それらにのっとって業務を適正に遂行する必要がある。

なお、その際には、なぜそれらの法律・規則等がそのように定められているのかという政策的な考え方や過去の経緯等をも理解することにより、より適切な審査を行うことが可能となるので、組織としてあるいは個人が常に向上心を持って、関連する知識や教養の習得に努めることが望ましい。

入国・在留審査の基本的流れは、①事実認定をし、②その事実を法律・規則にあてはめ、③処分をすることである。その過程においては、**極力入国審査官等の主観や価値観を排除することが必要である。**しかし、同時に適切な事案の見極めやバランス感覚に基づいた判断が、重要な体例(ダブルチェック、トリプルチェック)でなされる必要がある。

第2節 入国・在留審査の留意点

すべての審査手続に共通して留意すべき点は次のとおりである。

第1 在留資格の活動範囲や上陸許可基準を理解する

在留資格や上陸許可基準は、我が国がなぜその外国人の入国・在留を認めるのかという外国人受入れ政策を具体化したものであり、そのことを踏まえて、在留資格や上陸許可基準を理解する必要がある。

第2 的確な事実認定を行う

第1編 基本的事項

行政処分は、法令に基づく許認可の要件に適合するかを判断して行う必要があるが、その前提として、当該要件に当てはまる事実の存否が問題となる。この事実認定が客観的・公正に行われることが、適正な行政処分を行う上で何よりも重要である。なお、申請に基づく行政処分の場合は、相手方の申し立てた事実の存否を中心に事実認定を行うことが必要となる。

具体的には、次のそれぞれ的手法により、的確な事実認定を行う必要があるが、**申請人に不利益な事実については、可能な限り申請人に反証の機会を与えることとする。また、申請人側に立証責任があることは、十分な調査を尽くさず、あるいは反証の機会を与えない理由とはならないこと**に留意する。

1 立証資料(書類)による事実認定

申請に際して提出された資料及び当局が法令に基づいて収集した資料に基づき、事実認定を行う。その際、まずはその文書の真偽の判断を行う必要がある。

次に、提出書類が真正であると認定する場合には、客観的事実の積重ねにより、当該書類の記載内容の真偽について、判断する必要がある。

2 実地調査による事実認定

第一次の審査を筆で行った後、更に事実を確認する必要があるときは、掛電、面談、実地調査等による実地の調査を行うこととする。これらの調査の在り方については関連項目で詳説するが、いずれも十分な書面審査を実施し、「確認すべき点は何なのか」を予め決定した上で、調査を実施することが重要である。

3 蓄積した情報による事実認定

的確な事実認定のためには、直接・間接に関連する情報の蓄積と活用が不可欠である。特に、新しい在留管理制度の下では、法務大臣及び出入国在留管理庁長官は、中長期間在留する外国人に関する情報を、継続的・一元的に把握することとなるので、それらの情報も含めた関連情報を綿密に収集し、丁寧に分析することにより、的確な事実認定に活かす。したがって、関連情報は一件の申請に使用されてその役割を終えるのではなく、蓄積されてさらに幅広く活用されることを念頭に置く必要がある。

4 社会通念・常識による事実認定

前記1から3までの事実認定に際して、判断に迷うことがあれば、社会通念、社会常識によって判断する。

第3 認定した事実を法律・規則に当てはめる

前記のようにして事実を確認した上で、最後にその事実を法律・規則等に当てはめるの

が、審査の仕上げである。

行政処分については、法令が明示する要件以外の要件は一切あり得ない。

なお、法令の明示する要件に適合することの立証について、一定の事実があるときに、ある要件に適合しない疑いがあるものとして調査することは当然であるが、調査の結果、**当該要件に適合しないことが認定できないにもかかわらず、その事実があることをもって不交付等の処分を行うことは許されない。**

在留資格の変更や在留期間の更新等については、直接的には基準律令の規定又は「定住者」若しくは「特定活動」の在留資格に係る告示の規定の適用はないので、これらの処分に係る申請について、基準律令又は告示の規定を満たすことを画一的に求めて処分を行うことは、入管法第20条又は同第21条に規定する「適当と認めるに足る相当の理由」を十分に判断したものとは言えない。その場合、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」に従って、当該外国人の家族状況、在留状況、所属する企業等の営業内容の定更その他の事情も考慮しつつ、裁量に基づく判断をすることが必要である。

なお、裁量が認められるからと言って、恣意的な判断や適正な事実認定に基づかない判断が認められるものではなく、**適正な事実認定に基づき、適正・公平に判断することが必要である。**裁量が認められる処分を行うに当たっては、行政機関が、立法で定められた自らの任務に即して当該案件を処理するのに、最も適切な基準(法令で定められていない、判断の目安の意味)はいかなるものであるのかを、誠実に探求しなければならない。

第4 適切な処分を行う

行政処分は必ず法令の明文の規定に基づき行わなければならない。処分に係る裁量判断で迷うことがあれば、なぜその法律があるのか、なぜその規則があるのかという政策的背景に立ち戻って考え、更に判断に迷う部分があれば、社会の常識あるいは社会通念により判断を行う。

不利益処分を行うに当たっては、法令の定めるいずれの要件に適合しないのかについて、正確な事実認定に基づいて判断しなければならない。また、申請者に対しては法令の定めるいずれの要件に適合しないかを明示しなければならない。不法滞在、資格外活動等の問題が多数発生していることを理由として、特定の国籍等に属することをもって一律に不利益処分を行う等法令の定める要件に適合しないこと以外の理由により不利益処分を行うことはできない。個々の案件ごとに法令の定める要件への適合性を判断した上で、それに適合しない場合にのみ不利益処分を行うことができる。

なお、処分の結果について検証することにも努めなければならない。定期的な統計算出等の際にも傾向等を検証し、何らかの変化があればその原因や背景を分析し、その後の

第1編 基本的事項

審査に適切に活かすことに努める必要がある。

第5 手続の在り方

行政手続法の適用除外に「外国人の出入国、難民の認定、補完的保護対象者の認定又は帰化に関する処分及び行政指導」が含まれる（行政手続法第3条第1項第10号）からといて、行政手続法の目的に掲げる行政運営における公正の確保と透明性の向上を入管行政が志向しなくては良しはではなく、行政手続法に定める各規定は可能な限り尊重すべきである。

特に、同法に定める行政指導に関する条項は、外国人等の権利利益に関する大きな権限を有している入管行政の執行に当たり留意すべき内容であるので、十分に理解する必要がある。

（参考）行政手続法（抜粋）

（行政指導の一般原則）

第三十二条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第三十四条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を變更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

第1編 基本的事項

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第3節 組織の在り方と機能

審査業務は個々の職員によって遂行されるものではあるが、その業務は組織全体として、効率的かつ高い質をもって実現されなければならない。

そのためには組織の中で、それぞれの職員がそれぞれの責務を果たすとともに、お互いが協力・共助しあい、更には組織内外の部署や機関との連携を密接にして職務を遂行していくことが不可欠である。

各官職の職員の役割その他の留意事項は次のとおりである。

第1 首席審査官（又は出張所長、以下同じ。）の役割

- 1 部門（又は出張所、以下同じ。）の長であることを自覚し、部門を適正に運営すること
- 2 本庁からの審査方針及び指示を理解し、その実施に必要な措置を執るとともに、業務全般の質を高めるために部下職員を指導すること
- 3 部門の意思決定において最終判断を行うとともに、部下が行った処分を検証し、必要な措置及び指導を行うこと
- 4 部門内の諸状況を総合的に把握し、適時次長や審査監理官等に報告するとともに、円滑に業務が遂行されていない部分があれば、早急に対処すること

在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって派遣形態で就労する場合の取扱いについて

令和8年2月
出入国在留管理庁

在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって派遣形態で就労する場合、申請に当たっては下記の点に注意してください。

記

- 1 派遣形態で就労する場合の提出書類について、令和8年3月9日（月）申請日から、別添チェックシート（赤字部分）のとおり変更となります。
- 2 申請時点において派遣先が確定していない場合は、在留諸申請の許可等を受けることができませんので、必ず派遣先を確定させた上で申請してください。
- 3 派遣形態で就労する場合は、派遣契約期間に応じた在留期間が決定されます。
- 4 在留審査の際には、派遣会社（派遣元）のほか、派遣先に対しても申請人の業務内容や活動状況について直接確認を行う場合があります。

左記2に係る派遣での就業可能性のある者の申請時において派遣先を確定できない合理的な事由の例示（下記）

1) 受入後、一定期間の研修（1年未満における日本でのビジネスマナー修得や実務能力向上を目指すトレーニング等）を経てから派遣先を確定する場合

2) 来日後、適性及び本人の希望に応じて自社での業務に従事するか派遣での業務に従事するか確定する場合

（例：ITエンジニアの派遣だけでなくITシステムの受託開発業務も行う企業がITエンジニアの受入後、適性及び本人の希望に応じて自社内での受託開発業務にITエンジニアとして従事させるか、派遣社員として派遣先にITエンジニアとして就業するか確定する場合）

3) その他例示には含めにくいものと思うが、申請時に派遣先を確定できない理由として入管による審査期間が一定せず（例えば東京入管であれば技術・人文知識・国際業務にかかる審査期間について1カ月程度から1年程度まで開きがある。）、派遣元が派遣先へ派遣契約開始日を明確に示すことが困難であることがある。

4) 派遣契約が在留期限の直前で解消された場合